

平成二十四年九月 定例会の概要

平成二十四年九月定例会は、九月六日に開会し、二十五日まで二十日間の会期で開きました。定例会初日の六日には、市長から提出された議案の上程、説明が行われました。

十日から十二日には、十三名の議員の一般質問を行い、十二日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案の委員会付託を行いました。

十三日、十四日、十八日及び二十日には、各常任委員会、予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十五日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は六議案を可決、六議案を認定、一議案を可決及び認定しました。議員提出議案の「原発再稼働決定に強く抗議し、撤回を求める意見書について」は原案を否決しました。引き続き、平成二十三年度島原市一般会計歳入歳出決算の一議案が提案され、議案質疑の後、決算審査特別委員会に付託し継続審査としました。

また、島原市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行ったほか、人権擁護委員の候補者の推薦について前田徳一氏に同意しました。

議会ひとくちメモ (31)

○特別多数議決とは

地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数で決するのが原則ですが、法律に特別の定めがある場合は、過半数議決が適用されず、賛成議員の割合が加重されることを特別多数議決といいます。

特別多数議決を要する議事は、個別に法律に規定されていますが、これらの議事は、議員及び長等の身分の喪失に関わるものや、住民の利害に重大な意味を有するものであるために、議決要件を厳格にし、慎重な意思決定を期待しているものです。

法律に特別の定めがある場合は、次のとおりです。

- 出席議員の三分の二以上の同意
 - ①地方公共団体の事務所の位置を定める条例②秘密会の開催③議員の資格決定④拒否権による再議⑤条例で定める重要な公の施設の廃止又は長期独占の利用
- 出席議員の四分の三以上の同意
 - ①直接請求による副知事、副市長村長等の解職②議員の除名処分③不信任議決
- 出席議員の五分の四以上の同意
 - ①議会の解散の議決

島原市議会は有線テレビ

FMラジオで放送されています。

カボチャテレビ・ひまわりてれび
FMしまばら(88・4メガヘルツ)

会期日程

九月

六日(木)	本会議	議案上程、説明
七日(金)	休会	議案調査
八日(土)		
九日(日)		
十日(月)	本会議	一般質問(五名)
十一日(火)	本会議	一般質問(五名)
十二日(水)	本会議	一般質問(三名)
十三日(木)	委員会	議案質疑、委員会付託 付託案件審査(総務委員会)
十四日(金)	委員会	付託案件審査(産業建設委員会)
十五日(土)		
十六日(日)		
十七日(月)		
十八日(火)	委員会	付託案件審査(教育厚生委員会)
十九日(水)	休会	議事整理
二十日(木)	委員会	付託案件審査(予算審査特別委員会)
二十一日(金)	休会	議事整理
二十二日(土)		
二十三日(日)		
二十四日(月)	休会	議事整理
二十五日(火)	本会議	委員会審査報告、表決